

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の制度化について

☞ 「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」は、令和6年度の児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の改正により新たに規定され、令和7年度においては、希望する自治体が試行的に実施している。
令和8年度から全国一律の取組として制度化されることに伴い、本区においても新たに乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を設定する。

1 内 容

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業の目的 | 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。 |
| (2) 実施時期 | 令和8年4月1日 |
| (3) 利用対象者 | 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に通園していない0歳6か月から2歳児クラス相当のこども(国の制度では満3歳未満が対象だが、3歳到達後の年度末までのこどもを対象とする。) |
| (4) 利用時間・方法 | こども1人当たり月20時間(国10時間+都事業活用上乘せ10時間)、1日当たり8時間を上限とする。
定期利用(月を単位として複数月の利用契約とし、利用する曜日や時間帯を固定することを基本とする。) |
| (5) 利用料金 | 1時間当たり275円とするが、都事業の活用により無償化する。
ただし、昼食やおやつ代等については実費徴収とする。 |
| (6) 実施施設 | 認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育事業所等 |

2 条例の整備

(1) 新たに制定する条例

中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）

(2) 条例の考え方

事業を利用する乳幼児の安全や在園児の保育の質の維持を重視し、ゆとりある保育を実現するため、国基準を上回る受入基準を設ける。

主な区基準

- ・利用定員制
- ・乳幼児 1 人につき3.3㎡以上の乳児室の面積
- ・従事者数の 6 割以上の保育士配置

(3) 条例骨子案

別紙のとおり

(4) 施行予定日

令和 8 年 4 月 1 日

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 1 0 月	事業者による認可手続き開始
1 1 月以降	中央区乳児等通園支援事業の確認に関する条例（仮称）の制定
1 2 月	第 2 回子ども・子育て会議において認可に係る意見聴取
令和 8 年 2 月以降	事業者による確認手続き開始
3 月	第 3 回子ども・子育て会議において確認に係る意見聴取
4 月	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）開始

中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（仮称） 骨子（案）

第1章 総則

第1 趣旨

この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、中央区（以下「区」という。）における乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

第2 最低基準の目的

最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第3 最低基準の向上

- 1 区長は、中央区子ども・子育て会議条例（平成25年7月中央区条例第35号）第1条に規定する中央区子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができるものとする。
- 2 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第4 最低基準と乳児等通園支援事業者

- 1 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないものとする。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとする。

第5 乳児等通園支援事業者の一般原則

- 1 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないものとする。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないものとする。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないものとする。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないものとする。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないものとする。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳

幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないものとする。

第6 非常災害対策

- 1 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（2の訓練を除く。）をするよう努めなければならないものとする。
- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならないものとする。

第7 安全計画の策定等

- 1 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下第7において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないものとする。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、1の研修及び訓練を定期的に実施しなければならないものとする。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないものとする。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第8 自動車を運行する場合の所在の確認

- 1 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならないものとする。
- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて1に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならないものとする。

第9 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件

乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないものとする。

第10 乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等

- 1 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きんせん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないものとする。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないものとする。

第11 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準

乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができるものとする。

第12 利用乳幼児を平等に取り扱う原則

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないものとする。

第13 虐待等の防止

乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものとする。

第14 衛生管理等

- 1 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならないものとする。
- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないものとする。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならないものとする。

第15 食事

乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないものとする。

第16 運営規程

乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないものとする。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) (1) から (10) までに掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

第17 乳児等通園支援事業所に備える帳簿

乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないものとする。

第18 秘密保持等

- 1 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

第19 苦情への対応

- 1 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないものとする。
- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないものとする。

第2章 乳児等通園支援事業

第20 乳児等通園支援事業の実施方式

乳児等通園支援事業の実施方式は、一般型乳児等通園支援事業（乳児等通園支援事業であって乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第20条第3項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。以下同じ。）とするものとする。

第21 設備の基準

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとするものとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は(1)の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は(1)の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、(5)の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び

	第 10 号を満たすものとする。) 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

第 22 職員

1 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下第 22 において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならないものとする。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち 6 割（乳児等通園支援従事者の数が 2 人の場合は、1 人）以上は保育士とするものとする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき 2 人を下回ることはできないものとする。

3 1 に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならないものとする。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができるものとする。

（1） 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設

又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- （２） 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

第２３ 乳児等通園支援の内容

一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないものとする。

第２４ 保護者との連絡

一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないものとする。

第３章 雑則

第２５ 電磁的記録

乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下第２５において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるものとする。

第４章

第２６ 施行期日

この条例は、令和８年４月１日から施行するものとする。